七〇三、一八〇七の一、一八〇七の二、字日谷尾一九三、二九八の一、二九八の三、二九八の四、字東毛田一一三、一二三、一二九の一、一三七、一四九、一五三、一七二、二二一の一、二二四、二四四、字松生三八七の二、三九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名一八二、一四〇二の三、字高清四六六・五二一・六六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字小谷三八六の二、三九四の五、四〇〇の一から四〇〇の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字下喜来一四二の二、一四二の四、一四六の三、字白石六七五・六七七・七〇三・一八〇七の一・一八〇七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字日谷尾一九三、二九八の一、二九八の三、二九八の四、字東毛田一一三・一二三・一二九の一・一三七・一四九・一五三・一七二・二二一の一・二二四・二四四・字松生三八七の二・三九四（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町勢力字内田池一一四九の一、一一四九の二、一一五一の一、一一五一の二、字東上野一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇一〇、三野町芝生字馬場谷一四六一の一から一四六一の五まで、一四六二の一、一四六二の三、一四六二の五、一四六六の一から一四六六の二まで、一四六七の一、一四六七の二、一四六八の一、一四六八の二、一四六九の一、一四六九の二、一四七〇の一から一四七〇の三まで、一四七一の一、一四七一の二、一四七三の一、一四七三の二、一四七四の一から一四七四の一まで、一四七四の一六、一四七五の一、一四七五の二、一四七七の一、一四七八から一四八六まで、一四八八、一四八九、一四九〇の二、一四九一の二、一四九八の一から一四九八の四まで、山城町白川字向ノ迫六六の一、六六の二、山城町中野字土原二〇九の一、二〇九の二、池田町白地ウマバ六四一の六、六四一の八、八〇一の三、八〇一の五、八〇一の二二、八〇一の二三、八〇一の二六、八〇一の二七、東祖谷西山五一一の一、五一四、五八八、五九五、五九九の二、西祖谷山村有瀬八一三、八一六、八一八、八二一の一から八二一の四まで、八二三の一、一二五四から一二五六まで、一二五七の一、一二五七の二、一二六二から一二六四まで、一二七四、一二七五の二、一二七五の三、西祖谷山村一宇三八九の一、三八九の三、三八九の五、三九〇、三九一、四七六の二の一、六五七の一、六五七の三、六五八、六五九、六六〇の一、西祖谷山村下名六四の三、六五、六六、六七、六八の五、池田町ウエマツ四〇四五、四〇四六、四〇五三の一、池田町ハヤシ一二七六、井川町岩巣三一七六、三一七八、井川町西大谷三一二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内田池一一四九の一、一一四九の二、一一五一の一、一一五一の二、字東上野一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇一〇、字向ノ迫六六の一、六六の二、字土原二〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇九の二、ウマバ八〇一の五、八〇一の二六、八〇一の二七、東祖谷西山五一一の一、一一四、五八八、五九五、五九九の二、西祖谷山村一宇三八九の一、三八九の三、三八九の五、四七六の二の一、池田町ウエマツ四〇四五、四〇四六、四〇五三の一、池田町ハヤシ一二七六、井川町岩巣三一七六、三一七八、井川町西大谷三一二二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷奥ノ井五二、一〇六の一、一〇六の三、東祖谷小島一一二の二、一一四、一一四の二、一一四の三、東祖谷久保六三八、六四六の一から六四六の三まで、六四七の一、東祖谷栗枝渡二三一の一、東祖谷下瀬二一七の二、二一八の二、東祖谷釣井三七〇の一、三七〇の二、三七二の一、西祖谷山村小祖谷一六四の一、一六五、一七五から一七八まで、西祖谷山村下吾橋三三三、三三五の一、西祖谷山村下名一九〇の一、一九四の一、一九四の三、二〇一の一、西祖谷山村東山四四の三、四五から四七まで、西祖谷山村南山一七四の二、一七五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷奥ノ井五二、一〇六の一、一〇六の三、東祖谷小島一一二の二、一一四、一一四の二、一一四の三、東祖谷久保六三八・六四六の一から六四六の三まで・六四七の一・東祖谷栗枝渡二三一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷下瀬二一七の二、二一八の二、東祖谷釣井三七〇の一、三七〇の二、三七二の一、西祖谷山村小祖谷一六四の一、西祖谷山村下吾橋三三三（次の図に示す部分に限る。）、三三五の一、西祖谷山村東山四四の三、四五から四七まで、西祖谷山村南山一七四の二・一七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町黒川字城ノ田尾四三一、四三二の二、四三四、四三六、山城町粟山字どろ同所一九六、一九八、一九九の一、一九九の三、山城町下名字キシ一六五八から一六六一まで、池田町中西タマノクボ六九〇から六九二まで、一八一六、一八一七の一、一八二一、一八二三、二三三五、ナカヤ六八六、一八〇八、池田町松尾松本五五四、五五五、五七七、五七八、西祖谷山村重末五五、五六、一五三、一五五、一六〇の二の一、一八三の一、西祖谷山村南山八〇の一、八二の二、八二の三、八六の二、一七〇、井川町遅谷四〇九〇の一から四〇九〇の三まで、四〇九〇の五、四〇九六の二、井川